

兵庫県公報

平成29年6月16日 金曜日 第2909号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 告 示 | |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 1 |
| ○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課） | 1 |
| ○ 道路の位置指定（建築指導課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課） | 2 |
| ○ 情報公開条例の運用状況（同） | 4 |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課） | 5 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 5 |
| ○ 同上（同） | 6 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 遊泳区域の指定 | 6 |
| 正 誤 | |
| ○ 平成29年2月21日付け兵庫県公報第2876号中 | 8 |

告 示

兵庫県告示第634号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 作業期間
平成29年3月28日から同年4月30日まで
- 作業地域
西宮市岡田山、神呪町、門戸東町、門戸西町及び門戸岡田町地内



兵庫県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名 | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町大字名 | 小 字 名 | 地 番 |
|--------|-------|-------|--------|-------|--|
| 上竹田(1) | 丹波市 | | 市島町上竹田 | 土井ノ内 | 98番2の一部、98番3の一部、101番の一部、103番の一部、104番3の一部、105番1の一部、105番6の一部 |

| | | | | | |
|--|--|--|--|-----|---|
| | | | | 浄光庵 | 4047番1の一部、4047番3の一部、4048番1、4049番1の一部、4049番2、4050番の一部、4052番の一部 |
|--|--|--|--|-----|---|



兵庫県告示第636号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年 6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号 | 指定年月日 (平成年月日) | 位置 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|---------------|------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 第H29但馬位置0001号 | 29. 6. 2 | 豊岡市日高町国分寺字熊中56番1の一部 | 4.00 | 26.54 |

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

| 実施機関名 | 件数 | 実施機関名 | 件数 |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 知 事 | 1,498 | 収 用 委 員 会 | 5 |
| 議 会 | 19 | 瀬戸内海海区漁業調整委員会 | 6 |
| 教 育 委 員 会 | 155 | 但馬海区漁業調整委員会 | 6 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 14 | 内水面漁場管理委員会 | 6 |
| 人 事 委 員 会 | 9 | 公 営 企 業 管 理 者 | 24 |
| 監 査 委 員 | 7 | 病 院 事 業 管 理 者 | 21 |
| 公 安 委 員 会 | 6 | 兵 庫 県 立 大 学 | 13 |
| 警 察 本 部 長 | 192 | 合 計 | 1,988 |
| 労 働 委 員 会 | 7 | | |

(2) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

| 実施機関名 | 書面による個人情報の開示請求 | | | | | 不 服 申 立 て | | | | | | |
|------------------------------|----------------|---------|------|-----|-----|-----------|---------|------|----|----|-----|-----|
| | 件数 | 処 理 状 況 | | | | 件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
| | | 開示 | 部分開示 | 不開示 | 取下げ | | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | 審理中 | 取下げ |
| 知 事 | 404 | 377 | 20 | 6 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 議 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 教 育 委 員 会 | 37 | 29 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人 事 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監 査 委 員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 安 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警 察 本 部 長 | 329 | 31 | 287 | 8 | 3 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労 働 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収 用 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 但 馬 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 営 企 業 管 理 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病 院 事 業 管 理 者 | 5,513 | 5,513 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兵 庫 県 立 大 学 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 6,283 | 5,950 | 314 | 15 | 4 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

(3) 口頭による個人情報の開示請求の状況

40試験 14,396件

(4) 個人情報の訂正請求の状況

2件

(5) 個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

2 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導又は助言の状況

該当なし

(2) 説明又は資料提出の要求の状況

該当なし

(3) 勧告又は公表の状況

該当なし

(4) 苦情相談の状況

22件

情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成28年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

| 区分 実施機関名 | 公文書の公開 | | | | | 不服申立て | | | | | | |
|-------------------|--------|-------|-------|-----|-----|-------|------|------|----|----|-----|-----|
| | 件数 | 処理状況 | | | | 件数 | 処理状況 | | | | | |
| | | 公開 | 部分公開 | 非公開 | 取下げ | | 認容 | 一部認容 | 棄却 | 却下 | 審理中 | 取下げ |
| 知事 | 2,892 | 950 | 1,519 | 59 | 364 | 7 | 1 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 教育委員会 | 104 | 35 | 46 | 11 | 12 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 123 | 39 | 56 | 26 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 人事委員会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員 | 10 | 1 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察本部長 | 287 | 17 | 251 | 17 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 労働委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収用委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 瀬戸内海海区 漁業調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 但馬海区漁業 調整委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内水面漁場 管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業管理者 | 25 | 5 | 3 | 4 | 13 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 病院事業管理者 | 35 | 11 | 3 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兵庫県立大学 | 6 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 3,483 | 1,060 | 1,887 | 121 | 415 | 9 | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 |

2 情報提供の状況

(件)

| 提供場所 | 提供件数 |
|------------|-------|
| 県民情報センター | 2,323 |
| 地域県民情報センター | 6,382 |
| 合計 | 8,705 |

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンモール伊丹昆陽
所在地 伊丹市池尻4丁目1番1号ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により伊丹市から聴取した意見の概要
 - (1) 県道尼崎宝塚線及び東側入口の安全対策
ア 当該道路に面している東側入口から市バス池尻バス停まで（南方面から北方面へ）入庫待ち渋滞が発生した場合、新設される出口から退店する車両は、追い越し車線（右側車線）を走行することが予測される。当該道路は市バスの運行上、主要・重要な路線となっており、一般の走行車両と退店車両との事故が発生しないよう、車両誘導には十分配慮されたい。あわせて、交通整理員の配置体制等について、事前に本市と協議されたい。
イ 変更後も周辺道路状況に応じて、適時、相談・協議できる体制を維持されたい。
 - (2) 環境対策
ア 新設される出口の前の歩道を歩行者・自転車が横断することにより、退店車両が構内道路において滞留し、排気ガスによる環境負荷が増大しないよう対策を講じられたい。
イ 敷地南東側の出口が充実することにより東側入口の利用車両が増加するおそれがあるため、必要な対策を講じられたい。
 - (3) その他
当該建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第17条に基づく計画の認定をしている。計画の認定の内容について調整されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成29年6月16日から1月間

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市天神字北山1228番1の9、1228番18、1228番39、1325番4
同 市天神字北谷965番、965番2、965番3、972番、980番、981番、999番、1002番、1002番2、1008番2
同 市天神字坂ノ辻963番3、963番5、963番6、964番5、964番6
同 市天神字玄德谷1020番2、1020番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号
大林道路株式会社 代表取締役 長谷川 仁
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年5月26日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4-2号（28加東）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年6月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町鶴字水走り382番7、386番3、386番4、386番8
 同 郡同 町鶴字小久保388番1、388番19、388番20、391番1、391番4、391番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 東京都品川区大崎一丁目11番2号
 株式会社ローソン 代表取締役 玉塚元一
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成28年12月28日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-31号（28太子）

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第183号

水難事故等の防止に関する条例（平成7年兵庫県条例第8号）第7条第1項の規定に基づき、遊泳区域を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月16日

兵庫県公安委員会
 委員長 三宅知行

| 海水浴場の名称 | 所在地 | 遊 泳 区 域 | 遊泳区域の指定期間 | 管轄警察署 |
|----------|------------------------------|---|-------------------------|-------|
| 須磨海水浴場 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目 | 神戸市須磨区須磨浦通1丁目から6丁目まで及び若宮町1丁目地先の海域で、須磨海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月13日から同年8月31日までの間 | 須磨警察署 |
| 林崎松江海水浴場 | 明石市林崎町3丁目及び松江 | 明石市林崎町3丁目及び松江地先の海域で、林崎松江海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月31日までの間 | 明石警察署 |
| 大蔵海岸海水浴場 | 明石市大蔵海岸通1丁目 | 明石市大蔵海岸通1丁目地先の海域で、大蔵海岸海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月8日から同年8月27日までの間 | 明石警察署 |
| 的形海水浴場 | 姫路市的形町的形 | 姫路市的形町的形地先の海域で、的形海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 白浜海水浴場 | 姫路市白浜町丙 | 姫路市白浜町丙地先の海域で、白浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫 | 平成29年7月1日から同年8月31日 | 飾磨警察署 |

| | | 県公安委員会の標識により指定する区域 | までの間 | |
|-------------------------|-----------|--|-------------------------|--------|
| 男鹿島立の浜海水浴場 | 姫路市家島町宮 | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島立の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月2日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 男鹿島青井の浜海水浴場 | 姫路市家島町宮 | 姫路市家島町宮地先の海域で、男鹿島青井の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月10日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーン | 姫路市家島町坊勢 | 姫路市家島町坊勢地先の海域で、兵庫県立いえしま自然体験センターシンボルゾーンの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月31日までの間 | 飾磨警察署 |
| 新舞子海水浴場 | たつの市御津町黒崎 | たつの市御津町黒崎地先の海域で、新舞子海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年6月19日から同年8月31日までの間 | たつの警察署 |
| 丸山県民サンビーチ | 赤穂市尾崎 | 赤穂市尾崎地先の海域で、丸山県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月17日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署 |
| 福浦海水浴場 | 赤穂市御崎 | 赤穂市御崎地先の海域で、福浦海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月17日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署 |
| 赤穂唐船サンビーチ | 赤穂市御崎 | 赤穂市御崎地先の海域で、赤穂唐船サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月17日から同年8月15日までの間 | 赤穂警察署 |
| 気比の浜海水浴場 | 豊岡市気比 | 豊岡市気比地先の海域で、気比の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月10日から同年8月23日までの間 | 豊岡北警察署 |
| 竹野浜海水浴場 | 豊岡市竹野町竹野 | 豊岡市竹野町竹野地先の海域で、竹野浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月27日までの間 | 豊岡北警察署 |
| 諸寄・塩谷浜海水浴場 | 美方郡新温泉町諸寄 | 美方郡新温泉町諸寄地先の海域で、諸寄・塩谷浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月27日までの間 | 美方警察署 |

| | | | | |
|-----------|------------------|---|-------------------------|---------|
| 三田浜海水浴場 | 美方郡香美町香住区下浜 | 美方郡香美町香住区下浜地先の海域で、三田浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月15日までの間 | 美方警察署 |
| 安木浜海水浴場 | 美方郡香美町香住区安木 | 美方郡香美町香住区安木地先の海域で、安木浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月16日から同年8月16日までの間 | 美方警察署 |
| 佐津海水浴場 | 美方郡香美町香住区訓谷 | 美方郡香美町香住区訓谷地先の海域で、佐津海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 美方警察署 |
| 大浜海水浴場 | 洲本市海岸通1丁目 | 洲本市海岸通1丁目地先の海域で、大浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月1日から同年8月31日までの間 | 洲本警察署 |
| 岩屋海水浴場 | 淡路市岩屋 | 淡路市岩屋地先の海域で、岩屋海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 淡路警察署 |
| 浦県民サンビーチ | 淡路市浦 | 淡路市浦地先の海域で、浦県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 淡路警察署 |
| 北淡室津ビーチ | 淡路市室津 | 淡路市室津地先の海域で、北淡室津ビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 淡路警察署 |
| 北淡県民サンビーチ | 淡路市野島藁浦 | 淡路市野島藁浦地先の海域で、北淡県民サンビーチの遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 淡路警察署 |
| 多賀の浜海水浴場 | 淡路市多賀 | 淡路市多賀地先の海域で、多賀の浜海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月15日から同年8月20日までの間 | 淡路警察署 |
| 慶野松原海水浴場 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野 | 南あわじ市松帆古津路及び松帆慶野地先の海域で、慶野松原海水浴場の遊泳場のうち、兵庫県公安委員会の標識により指定する区域 | 平成29年7月8日から同年8月20日までの間 | 南あわじ警察署 |

正 誤

○平成29年2月21日付け（兵庫県公報第2876号）

兵庫県人事委員会告示第2号（職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員等の給与に関する実施規程の一部を改正する規程）中

| (ページ) | (行) | (誤) | (正) |
|-------|-------|-----------------------------------|--|
| 20 | 下から12 | 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員 | 県費負担教職員（公立学校教育職員等の給与に関する条例第2条第1項第2号に掲げる職員をいう。） |
| | 下から11 | 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員及び学校栄養職員 | 県費負担教職員（公立学校教育職員等の給与に関する条例第2条第1項第2号に掲げる職員をいう。） |